

# スポーツ活動における安全に関する 指導者の責任について (8)

遠藤 勝恵・福元 和行\*

A Study on Liabilities for Safety of Instructor &  
Supervisor in Sports Activities (8)

Katsue ENDO, Kazuyuki FUKUMOTO

## I. はじめに

筆者は以前に、スポーツ活動における安全についての指導者の責任について検討する機会をもった。<sup>(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)</sup>

それらにおいては、指導者の法的責任、とりわけ判例を手がかりとして不法行為責任について、指導に関する責任・監督に関する責任・人的設備の管理に関する責任・物的設備の管理に関する責任にわけて、検討した。

また、体育やスポーツ活動をめぐる指導者のほたらきかけの時間的経過の面から、運動実施前・実施中・実施後の各局面に分け、さらに、運動種目としては、水泳プールや海・河川などでの水泳活動、登山やキャンプなどの野外活動について、そして活動の場所としては、学校における体育授業の場、学校における課外の運動クラブ活動の場（ただし、運動の実施前の局面について）、について、各々検討した。

今回は、それらをふまえて、同様に指導者の不法行為責任について、指導・監督・人的設備の管理・物的設備の管理の各々の責任に分けて、学校の課外の運動クラブについて、運動実施に関する時間的経過の面から運動実施中の局面について、判例の資料として「不法行為判例集成」<sup>(8)</sup>を用い、指導者の安全面についての基本的な責任の内容を検討して明らかにし、スポーツ活動における事故防止のための基礎とする。

(尚、スポーツ活動における指導者の、法的責任を含めた責任の種類や、法的責任の中の不法行為責任の基本的内容については、前述の拙稿「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について (1)」に概述してあるので、参照されたい。)

## 〔注〕

- (1) 拙稿「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について (1)」山口県体育学会編（平成5年）山口県体育学研究・第37号所収
- (2) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について (2)」山口大学教育

\*鳥取大学教育学部

学部附属教育実践研究指導センター編（1994年）教育実践研究指導センター研究紀要・第5号所収

- (3) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について（3）」山口大学教育学部編（1994年）山口大学教育学部研究論叢・第44巻第3部所収
- (4) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について（4）」山口大学教育学部編（1996年）山口大学教育学部研究論叢・第46巻第3部所収
- (5) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について（5）」山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター編（1997年）教育実践研究指導センター研究紀要・第8号所収
- (6) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について（6）」山口大学教育学部附属教育実践総合指導センター編（1998年）教育実践総合指導センター研究紀要・第9号所収
- (7) 同上「スポーツ活動における安全に関する指導者の責任について（7）」山口大学教育学部編（1998年）山口大学教育学部研究論叢・第48巻第3部所収
- (8) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害(1)・ぎょうせい（加除式）

## II. 運動実施中の責任について

### 1. 課外の運動クラブ活動の参加者への指導の責任について

課外の運動クラブ活動の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全面から運動実施中に指導すべきこととしては、次のことがあげられる。

- (1) 課外のクラブ活動において、その活動の実施中には、その場に立会って安全面に問題がないように注意し指導する。<sup>(1)(2)</sup>
- (2) 課外のクラブ活動において、クラブ活動への参加者の運動の技能や経験などの程度に応じながら、安全面の指導をする。<sup>(3)</sup>

### 2. 課外の運動クラブ活動の参加者への監督の責任について

- (1) 課外のクラブ活動において、活動中のクラブ員の健康状態などに注意を払っておき、疲労などによる危険がないかどうか気をつけておく。<sup>(4)</sup>
- (2) クラブの新入部員などのように、体力や運動の技能の程度が劣る場合には、安全面について、より一層の注意を払っておく。<sup>(5)</sup>
- (3) 他のクラブが近接した場所で同時に活動を実施している場合には、クラブ間で安全面で問題が生じないように、注意を十分に払っておく。<sup>(6)</sup>  
ただし、高専生の場合のように、自己の安全面についての判断・行動の能力が成人の

- ように一定程度そなわっているような場合には、そのことを前提とした監督でよい。<sup>(7)</sup>
- (4) クラブ活動の一環として参加する対外試合の場合には、体力や運動の技能などの面で対戦相手に相当に劣らないかどうかを、注意しておく。<sup>(8)</sup>
  - (5) もしもクラブ活動中に事故が生じ、生徒などが負傷したような場合には、ただちに適切な応急の措置をとる。<sup>(9)</sup>

### 3. 人的設備の面の責任について

学校の課外の運動クラブ活動の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全のための監視体制などの人的設備について、運動実施中に整えるべきこととして、次のことがあげられる。

- (1) 課外のクラブ活動において、運動の技術や経験などの劣る者がいる場合や、それらの者同士で集団的活動をする場合には、運動の技術や経験のすぐれた者を、その活動の監督にあたらせるようにしておく。<sup>(10)</sup>
- (2) 外部から指導者を依頼する場合には、適切な指導が行われるように、密接に連絡をとり合っておく。<sup>(11)</sup>
- (3) クラブの練習場所の付近の子どもなどの住人が、練習中に不用意に場内に入るなどして事故が起こることのないように、場内に不用意に子どもなどが立入らせないように、クラブ員に指示をしておく。<sup>(12)</sup>

#### [注]

- (1) 加藤一郎・宮原守男・野村好弘編（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害(1)・ぎょうせい・p.266「A（本件事故のあった空手部の指導者のこと・筆者注）は昭和45年4月、附属高校空手部顧問（部長）に就任当初は、部員に注意を与えたり、練習に立会い指導もしていたが、（中略）次第に練習に立会わなくなり、昭和46年3月、被告Y<sub>1</sub>がキャプテンになったが、その当時から練習その他の運営はキャプテンに任せきりにしており、時折、附属高校の校庭で行われている練習を職員室から見たり、帰途、立寄って10分位見てゆく程度で部活動ことに練習方法等につき部員と話し合ったり、部員に対し守るべき事柄を教えたり、あるいは練習に立寄って指導するということは殆んどなかった。本件事故当日もいつものように放課後前記道場で空手部の練習が行われることを知っていながら、練習に立会わなかったばかりでなく、何らの配慮もしなかった。（中略）右認定事実を徴すると、Aが空手部の指導教師となすべき前記注意義務を怠ったことは明らかであり、（後略）」
- (2) 同上・p.277・7・9「被告佐々木（本件事故のあった合気道部の指導者・筆者注）が師範として部員に主として技術面の指導を行っており、本件事故発生当時直接現場に立会っていたことは前記1の（三）（七）で認定したとおりであり、右によると被告佐々木には練習に付随して一般的に生ずる事故を防止する注意義務がある。」

- (3) 同上・p.277・7・9「本件事故発生当日の練習開始時から練習中にかけて被告佐々木（本件事故のあった大学合気道部の指導者・筆者注）が部員対して事故防止のための指導と注意を与えたことは前記1の（八）で認定したとおりであり、前記1の（七）（二）で認定の本件事故は合気道の技術に相当習熟した大学生のスポーツ練習中発生したものであること等からすると、被告佐々木の注意義務の程度は右の指導と注意で充分であり、本件の如き事故にまでその防止する義務は存しないものというべきであり、（後略）」
- (4) 同上・p.271・11「（前略）中野教諭（本件事故のあった柔道部の指導者・筆者注）が初心者に対する安全第一主義の立場から、亡厚志（本件事故被害者・筆者注）の体力、技能、受身の熟達度、疲労度等を観察して正しく把握し、特に前述のとおり、円陣練習中厚志に、受身が困難な程の過度の疲労が見られる場合には、これを看過することなく、直ちに練習を中止させ休憩を与えよとか、川崎に前述のような危険性をもつ左大外刈で亡厚志を投げさせるのであれば、両者の前記柔道経験・技術、体格、体力等の差異による事故の危険度を考慮して、「強く刈らない」「刈足を高くあげない」「受身を助けてやる」などといった適切な指導をすよとかしていたならば、本件事故の発生を防止しえたと考えられるので、この点に甲野教諭の過失が存するものといわなければならない。」
- (5) 同上・p.261「（前略）柔道部の指導教諭としては共同して部員の健康管理および事故防止について監視助言し、かかる点に欠けるところのないようにすべき義務があり、特に、新入部員の入った新学期の4月、5月の上旬などは、新入部員につきまだ柔道部の活動に耐えうる体力や技能ができていない虞れが十分に感ぜられるところであるから、自ら、あるいは部員を通して新入部員の練習状況を十分に監視し把握すよ、しかも退部の申出をした者の中には、性格的に一応撤回したもののまた練習中嫌気がさしたり、練習に身が入らず受身を仕損じるといった事故も考えられるのであるから、かかる者に特に注意を払うべき義務があり、（後略）」
- (6) 同上・p.269「（前略）伊東、永野両教諭（本件事故のあった陸上部および野球部の各々の指導者・筆者注）としては前記調整により本件のような危険種目の競合を避けて事故防止に万全を期すべきであったのに、このことがなく、特に伊東教諭は現にフリーバッティング最中の弘之（本件事故被害者・筆者注）ら近傍の守備要員に口頭の注意を与えただけで、その背後で投手や打者の動向を十分見極めることなく、ハンマー投擲に踏切らせ、永野教諭は周辺の安全を確かめずハンマー投擲にも気付かなかつたもので、それぞれの過失を免れることはできない。」
- (7) 同上・p.277・7・6「（前略）高等専門学校の学生は、満15歳以上であつて、自らの行動を弁識し、これを自主的に決定する能力を有しているといつても差支えないから、柔道部の指導教官（コーチを含む。）は、部員の練習につき生徒の自主性を尊重しつつ指導監督すれば足り、常時複数の指導教官がついて各部員の行動を逐一監視すべき義務があるとは到底解し難い（後略）」
- (8) 同上・p.271・13「（前略）本件事故は、甲野教諭（本件事故被害者の所属する高校ラ

グビー部の指導者・筆者注)がその職務を行なうにつき靖仁(本件事故被害者・筆者注)に対し払うべき保護監督の注意義務を尽くさずに、靖仁をブイコンチームの補充員として技能、体力等に勝る〇〇機械チームとの練習試合に不用意に参加させたことにより、技能、体力において勝る成人の乙山春夫のスマザータックルを技能、体力において劣る靖仁が受けたことによって生じたものといわなければならない。」

- (9) 同上・p.277・7・6「(前略)山下(本件事故のあった柔道部のコーチ・筆者注)は、被訴訟人が柔道場東端付近で倒れているのを知らされるや、その容態を見て、脳内出血を疑い、直ちに頭部を冷やす等の応急措置をさせると共に、被訴訟人を病院に収容するために救急車の出動を要請していることが明らかであり、従って、山下は本件事故後適切な救護措置を講じたものというべきである(後略)」
- (10) 同上・pp.271・4～271・5「(前略)下級生のみで編成された他のグループに対する安全配慮としては技術的にも精神的にも優れた上級生ないし他の適当な指導教師を配するか自らこれにあたる等の措置をとって監督し、もって不測の事故の発生を未然に防止し生徒の生命、身体の安全を保持すべき義務があった(後略)」
- (11) 同上・p.271・17「(前略)およそ、高等学校におけるクラブ活動は、生徒の自発的な活動を助長することが建前であるが、それとともに、常に教師の適切な指導が必要とされるものであり、(中略)指導に当って外部の指導者を依頼する場合にも、実際に担当教官が練習に参加して指導上の責任をもち、その指導者との密接な連絡のもとに教育的効果があがるような指導が行なわれることが必要とされていることが認められる。」
- (12) 同上・pp.260～261「(前略)被告前田(本件事故のあった野球部の部長・筆者注)が、(中略)本件野球練習について、自らまたは監督を通じて野球部員に指示を与え、野球練習中、子供たちを本件グラウンド内に立入らせないようにし、また立入った者があればただちに退出させるなどして、子供たちの生命身体の安全確保につき、適切な措置をとっていたならば、本件事故の発生を防止しえたと考えられるもので、この点に同被告の過失が存するものといわなければならない。」

### Ⅲ. まとめ

以上のことから、学校の課外クラブ活動の参加者に対して指導者の立場にあるものが、安全面から、運動実施中にすべきこととしては、くり返しになるが、次のことがらがまとめられる。

#### 1. 課外の運動クラブ活動の参加者への指導について

- (1) 学校の課外の運動クラブ活動において、指導担当者は、活動中その場に立会って安全性が確保されるようにしておく。
- (2) クラブ活動中に立会う際には、活動に参加している者の運動の技能や経験などの程度

に応じて、安全面の指導をするようにする。

## 2. 課外の運動クラブ活動の参加者への監督について

- (1) 学校の課外クラブ活動においては、活動中のクラブ員の疲労などの健康状態に注意を払っておく。  
特に、新入部員などの体力や運動の技能の程度などが劣るような場合には、十分に注意をしておく。
- (2) 他のクラブと近接した状態で活動するような場合には、クラブ間に問題が生じないように注意をしておく。  
ただし、高専生などのように、安全面についての判断や行動の能力が成人に近いような場合には、そのことを前提とした監督の仕方であり。
- (3) もしもクラブ活動中に、生徒の負傷などの事故が生じた場合には、ただちに適切な応急措置をとる。

## 3. 人的設備について

- (1) クラブ活動中に、運動の技能や経験の劣る者がいたり、それらの者同士で集団的活動をする場合には、運動の技能や経験などにすぐれた者を監督にあたらせておく。
- (2) 外部から指導者を依頼する場合には、密接に連絡をとり合って、適切な指導が行なわれるように注意しておく。
- (3) クラブの練習場所に、付近の子どもなどが不用意に立入らないように、クラブ員に指示をしておく。

(尚、学校の課外の運動クラブにおける、運動実施中での物的設備についての責任・運動実施後の責任については、今回の資料においては判例が見出せなかった。別途検討することとしたい。)

### [引用・参考文献]

1. 加藤一郎・宮原守男・野村好弘（昭和51年）不法行為判例集成・第10巻・人の被害(1)・ぎょうせい（加除式）
2. 加藤一郎（平成3年）不法行為（増補版第20刷）・有斐閣
3. 四宮和夫（平成4年）不法行為（初版第五刷）青林書院
4. 川井健（1993年）民法入門（第2版第1刷）・有斐閣
5. 伊藤堯（昭和48年）体育・スポーツ事故判例の研究・道和書院
6. 同上（昭和55年）体育法学の課題・道和書院
7. 早川芳太郎他編（昭和50年）体育・スポーツの事故と対策（増補版第2刷）・第一法

規出版

8. 文部省体育課判例研究会（昭和49年）体育・スポーツの事故と裁判・日本体育社
9. 星野英一他編（平成8年度版）小六法・有斐閣
10. 伊藤堯・山田良樹編（1996年）スポーツ六法・道和書院

尚、本稿において検討対象とした判例の概要は表1に示すとおりであり、本稿のⅡ.における〔注〕の番号もあわせて示した。

表1. 本稿において検討対象とした判例の概要

No.	①事故のあった課外クラブ活動	②被害者(被害)	③被告
1	私立高校空手部の練習活動	私立高校1年男子空手部員1名 (内臓破裂)	熊本学園
2	私立大学合気道部の合宿中の練習活動	私立大学合気道部員1名 (脳挫傷により死亡)	学校法人城西学園
3	県立高校柔道部の練習活動	柔道部1年男子1名 (頭部強打により死亡)	島根県
4	県立高校柔道部の練習活動	柔道部員1名 (頭部強打により死亡)	千葉県
5	私立高校体操部の練習活動	体操部員1名男子1名 (頸椎脱臼の重傷)	日本大学
6	国立高専柔道部の練習活動	柔道部員2年生男子1名 (頭部重傷)	国
7	県立高校ラグビー部の練習活動	ラグビー部員男子1名 (タックルをうけ転倒し死亡)	静岡県
8	県立高校体操部の練習活動	体操部員1年男子1名 (重傷)	埼玉県
9	私立大学野球部の練習活動	野球のグラウンド内で遊んでいた幼児1名(頭部負傷)	学校法人帝京学園

④争 点	⑤結 論	⑥裁判所	⑦裁判年月日	⑧関係する [注]番号
空手部の顧問教師の過失	認められた	熊本地裁	昭和50年7月14日	Ⅱ:(1)
合気道部の指導者の過失	認められなかった	浦和地裁 川越支部	昭和55年12月12日	Ⅱ:(2)・(3)
柔道部長の教諭の過失	認められた	松江地裁 出雲支部	昭和54年3月28日	Ⅱ:(4)
柔道部の顧問教諭の過失	認められた	千葉地裁	昭和49年9月9日	Ⅱ:(5)
指導担当教諭の過失	認められた	山形地裁	昭和52年3月30日	Ⅱ:(6)・(10)
指導担当教官の過失	認められなかった	福岡高裁	昭和55年9月8日	Ⅱ:(7)・(9)
試合に出場するように 指名した他高校ラグビー 部顧問教師の過失	認められた	東京高裁	昭和54年12月11日	Ⅱ:(8)
指導担当教師の過失	認められた	浦和地裁	昭和56年8月19日	Ⅱ:(11)
野球部指導者の部外者 に対する過失	認められた	東京地裁	昭和49年4月9日	Ⅱ:(12)